

第5回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年1月19日
 告示番号 第1号
 会議年月日 令和4年1月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 藤 原 弘 子
 局長補佐 佐 藤 正 浩
 主 事 千 葉 星 夏

本日の案件 第5回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時35分

議 長	<p>本日の出席委員は23名です。 定足数に達しておりますので、第5回一関市農業委員会総会を開会します。</p> <p>なお、23番 鈴木 勝 委員より欠席の届け出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願いたいと思います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に9番 畠山 信吾 委員、11番 山本 佳範 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、藤原補佐、千葉主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>審議に入ります。</p> <p>「報告第9号 専決処分の報告について」を上程いたします。</p> <p>局長より説明いたさせます。</p>
局 長	<p>報告第9号、専決処分の報告についてご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを</p>

報告するものです。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和4年1月18日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第15号までの15件、16名の方からの相続などによる届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第9号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第9号の質疑を終わります。

次に、「報告第10号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

報告第10号 農地現状変更届出の報告について、ご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第6号までの6件、8筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土及び切土が5件、農業用施設の整備が1件です。

議 長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で「報告第10号」の説明を終わります。</p> <p>ご質問ございませんか。</p>
18番 佐々木 栄一 委員	<p>第6号ですが、田んぼ2筆を約半年間にわたって切土をするということですが、その切った土はどうなるのか、その後も水田として、活用するのか、2点について質問いたします。</p>
局 長	<p>今の件につきましては、手元に資料がないので確認のうえ、後ほど回答いたします。</p>
議 長	<p>佐々木委員、了解ですね。</p>
16番 及川 治雄 委員 局 長 補 佐	<p>利便性を図るための盛土について、具体的な例を教えてくださいませんか。</p> <p>回答いたします。</p> <p>道路との段差に盛土することによって機械等を入りやすくするというのが主な理由です。</p>
16番 及川 治雄 委員	<p>盛土や切土、計画書は出されると思いますが、その後の追跡調査は今までどのような形でおこなっているのでしょうか。</p> <p>写真管理や図面管理、土地家屋調査士さんによって図面が整理されているか、登記されたかなど、処置の仕方はどうなっているのでしょうか。</p>
局 長 補 佐	<p>農地現状変更については届け出制になっておりますので、届け出を受理したら許可書を出します。</p> <p>届け出どおり工事をしていただき、終わりましたら農業委員会に完了の届け出を写真付きで出していただきます。</p> <p>また、委員の皆様には資料を送付し、現状に間違いがないか確認していただいているところです。</p> <p>あくまで土を盛ったり切ったりしたということで、農地であることに変わりはありませんので、登記上の変更はございません。</p>
16番 及川 治雄 委員	<p>以上です。</p> <p>切土や盛土を行うと、のり面の長さが変わることによって、水田の水張り面積が変わるはずですが。</p> <p>その処置、税制上の対処もあると思いますが、農業委員会が関与するところではないと思いますが、どのように判断なされているわけでしょうか。</p>
局 長 補 佐	<p>委員ご指摘のとおり、水張り面積は農業委員会管轄ではなくなってしまうのですが、毎年水田台帳の届け出等で水張り面積が変わ</p>

った場合、再度の届け出が必要になるかと思えます。

農業委員会管轄といたしましてはあくまでも登記簿上の農地面積になりますので、高さが変わっても同じ扱いになります。

以上です。

議 長

この件について、先々月あたりも同様の質問が出ておりましたので、その点、皆さん、覚えていてほしいと思うところです。

16番

もう一度お聞きします。

及川 治雄 委員

例えば、第1号、面積は237㎡ですが、切土や盛土により過不足ができるわけです。

また、切土しますと、のり勾配がきつくなるために畦畔を今までより広くするということが行われております。

そうすると、農地面積が増えたり減ったりするということがございますので、農業委員会で関与しなくても面積変更の手続きが必要と思えますが、法的な問題はどのように解釈しておられるのでしょうか。

局 長 補 佐

ご指摘の面積というのは登記簿上の農地面積のことを指されていると思えますが、境界を越えない限り土地そのものの面積が変わることはございませんので、先ほどご指摘の水張り面積に関しては変わる可能性はございますが、農地面積は変わることはございません。

議 長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、報告第10号の質疑を終わります。

議 長

次に、「議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請5件です。

第1号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間、賃借料は記載のとおりです。

第2号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、これまで当該地を借受けしていた譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第3号は、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けし

ようとするもので、貸借期間、賃借料は記載のとおりです。

第4号は、当該地は譲受人の隣接地となっており、耕作の利便性を確保し経営安定を図るため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第5号は、貸付人が経営移譲年金を受給するため農業後継者である借受人に使用貸借により貸付けするもので、貸借期間は記載のとおりです。

次に、花泉地域に係る申請4件です。

第6号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

第7号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第8号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

第9号は、譲渡人と譲受人は祖母と孫の関係にあり、農業後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

次に、大東地域に係る申請2件です。

第10号は、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第11号は、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため貸借により借受けしようとするもので、貸借期間、賃借料は記載のとおりです。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第12号は、当該地は譲受人の隣接地となっており、耕作の利便性を確保し経営安定を図るため、贈与により取得しようとするものです。

最後に、室根地域に係る申請2件です。

第13号及び第14号は、互いの耕作の利便性を図るため農地を交換しようとするものです。

以上14件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

議 長

以上で説明を終わります。

以上で「議案第31号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

2番
佐藤 圭一 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和4年1月14日、午前9時より、現地調査員は農業委員 私 佐藤 圭一と佐藤 洋子委員、農地利用最適化推進委員は小野寺委員、事務局職員 小野寺局長、千葉主査、千葉主事。

報告内容、第1号から第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

22番
佐藤 多賀幸 委員

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和4年1月12日、午前9時より、現地調査員は農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉 寿昭委員、千葉 浩昭委員、支所職員産業建設課、後藤主任、千葉主査。

報告内容、第6号から第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

21番
畠山 潔 委員

大東地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日は令和4年1月12日、午後1時30分より、現地調査員は農業委員 私 畠山、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、菅原委員、事務局職員は千葉主査、支所産業建設課 菅野主事。

報告内容、第10号から第11号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

議 長

8 番
千田 幹雄 委員

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の第3条の現地調査報告を行います。

現地調査日は令和4年1月12日、午前9時30分より、現地調査員は農業委員 私 千田、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、渡邊委員、事務局職員 千葉主査、支所職員産業建設課 金野主事。

報告内容、第12号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上でございます。

議 長

12番
藤原 美喜男 委員

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和4年1月12日、午前9時より、現地調査員は農業委員 千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員 岩渕委員、支所産業建設課 小原主任技師。

報告内容、第13号から第14号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題はないと思われま

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第31号」を可と決めます。

議 長

ここで、先ほど佐々木委員からの質問について、事務局より答

局長補佐 弁いたさせます。

局長補佐 先ほどご質問にありました現状変更届出ですが、公共工事に絡み高さを調整するために切土が必要になったということです。

議長 切った土については、具体的な場所は確認しておりませんが、市で残土を置いているところに運ぶということです。

議長 以上です。

議長 佐々木委員、よろしいですね。

議長 それでは、進めます。

局長補佐 次に、「議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐 局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐 議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

議長 次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

議長 本議案に係る申請は、大東地域に係る1件です。

議長 第1号は、申請人が自己住宅を建設するため転用申請するものです。

議長 農地区分は、第2種農地と判断しました。

議長 以上、1件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

議長 以上で説明を終わります。

議長 以上で「議案第32号」の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、大東地域担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

21番 大東地域の農地法第4条現地調査の報告をいたします。

畠山 潔 委員 現地調査日と現地調査員は第3条と同じですので割愛いたします。

議長 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

議長 第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地等に影響はないと思われま

議長 以上でございます。

議 長	<p>ありがとうございました。 以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)</p>
議 長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議 長	<p>挙手満場と認めます。 よって、「議案第32号」を許可相当と決します。</p>
議 長	<p>次に、「議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐	<p>議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。 最初に、一関地域に係る申請2件です。 第1号と第2号は同一事業で、譲受人が宅地分譲6区画を整備するため転用申請するものです。 農地区分は都市計画区域内の第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。 次に、花泉地域に係る申請1件です。 第3号は、譲受人が物置を建築するため転用申請するものです。 農地区分は、第2種農地と判断しました。 次に、千厩地域に係る申請1件です。 第4号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。 農地区分は、第2種農地と判断しました。 なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。 以上、4件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。 以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>以上で「議案第33号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p> <p>最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日と現地調査員は第3条と同じですので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第1号及び第2号、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま</p>
2番 佐藤 圭一 委員	<p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地調査員につきましては第3条と同じですので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p>
22番 佐藤 多賀幸 委員	<p>第3号、申請人が物置を整備するものであり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
8番 千田 幹雄 委員	<p>次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>千厩地域の第5条現地調査報告を行います。</p> <p>現地調査日、現地調査員につきましては第3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p>
議 長	<p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第4号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地への影響はないものと思われま</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p>

		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第33号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第34号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		議案第34号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。
		一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。
		本議案に係る申請は、貸借権設定が87件、所有権移転が2件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が4件、集団案件一括方式が6件です。
		最初に貸借権設定ですが、第1号から第27号までの27件は、一関地域に係る申請です。
		第28号から第70号までの43件は、花泉地域に係る申請です。
		第71号から第72号までの2件は、大東地域に係る申請です。
		第73号から第74号までの2件は、千厩地域に係る申請です。
		第75号から第82号までの8件は、室根地域に係る申請です。
		第83号は、川崎地域に係る申請です。
		第84号から第87号までの4件は、藤沢地域に係る申請です。
		次に、所有権移転ですが、第1号は、大東地域に係る申請です。
		第2号は、藤沢地域に係る申請です。
		次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。
		第1号から第3号までの3件は、東山地域に係る申請です。
		第4号は、川崎地域に係る申請です。
		次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。
		第1号から第4号までの4件は、一関地域に係る申請です。

		第5号は、花泉地域に係る申請です。
		第6号は、千厩地域に係る申請です。
		以上、各申請の詳細については記載のとおりです。
		また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものです。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第34号」の説明を終わります。
		なお、農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）第5号について、22番 佐藤 多賀幸 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。
		（なしの声あり）
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		（異議なしの声あり）
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第34号」について、農地中間管理事業関係（集団案件一括方式）第5号を除き可と決する方は挙手願います。
		（挙手満場）
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第34号」について、農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）第5号を除き可と決します。
議	長	次に、「議案第34号」農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）第5号を審議いたします。
		佐藤 多賀幸 委員は退室願います。
		（午後2時21分 退室）
議	長	審議願います。
		（なしの声あり）
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		（異議なしの声あり）
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第34号」農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）第5号を可と決する方は挙手願います。
		（挙手満場）
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第34号」農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）第5号は可と決します。

		佐藤 多賀幸 委員は入室願います。 (午後 2 時 22 分 入室)
議	長	佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。 「議案第 34 号」農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式） 第 5 号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第 35 号 農用地利用配分計画案の決定について」 を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		議案第 35 号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容 をご説明いたします。 一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、 意見を求めるものです。 本議案に係る申請は、貸借の移転が 2 件で、一関地域に係る申 請です。 以上、申請の内容については記載のとおりです。 また、受け手となる法人は、農地所有適格法人の要件を満たし ており、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和 要件」についても、書類等確認の結果、十分満たしております。 以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第 35 号」の説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 35 号 農用地利用配分計画案の決定について」可と決 する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第 35 号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第 36 号 農地法の適用外であることの証明願に対 する可否について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		議案第 36 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否 について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否

		<p>についての決定を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は3件で、花泉地域1件、室根地域1件、藤沢地域1件です。</p> <p>いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第36号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p>
22番	佐藤 多賀幸 委員	<p>最初に花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>花泉地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日及び現地調査員につきましては第3条と同じですので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第1号、昭和63年頃から宅地及び農機具置き場として利用していたものであり、既に農地性は失われております。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p>
12番	藤原 美喜男 委員	<p>次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>室根地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地調査員につきましては第3条と同じですので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。</p> <p>第2号、昭和60年頃より畜舎、作業場等を建築し、宅地として利用しており、既に農地性は失われております。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p>
9番	畠山 信吾 委員	<p>次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>藤沢地域の農地法適用外の現地調査報告を行います。</p> <p>現地調査日、令和4年1月12日、午前10時30分より、現地調査員、農業委員、私 畠山 信吾、農地利用最適化推進委員 伊藤 勉 委員、畠山 誠志 委員、支所産業建設課 佐藤主事。</p> <p>第3号、昭和48年頃から物置小屋として利用しており、既に農</p>

議	長	地性は失われております。 以上でございます。 ありがとうございました。 以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第36号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。 よって、「議案第36号」を可と決します。
議	長	以上で議案審議が終了いたしました。 第5回一関市農業委員会総会を閉会いたします。 (午後2時30分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員